

新潟県公安委員会規則第4号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月14日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
江南警察署	(略)	新潟市東区東中島1丁目	新潟市江南区のうち中野山 新潟市東区のうち石山団地、逢谷内の一部(大石排水路の南側の地域)、岡山の一部(市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の地域)、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1・2丁目、新岡山2丁目、児池、寺山の一部(大石排水路の南側の地域)、中島、中島1・2丁目、中野山、 <u>中野山1・2・3・4・5・6・7</u> <u>・8丁目</u> 、東中島1・2・3・4丁目、東中野山1・2・3・4・5・6・7丁目	江南警察署	(略)	新潟市東区東中島1丁目	新潟市江南区のうち中野山 新潟市東区のうち石山団地、逢谷内の一部(大石排水路の南側の地域)、岡山の一部(市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の地域)、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1・2丁目、新岡山2丁目、児池、寺山の一部(大石排水路の南側の地域)、中島、中島1・2丁目、 <u>中野山</u> 、 <u>中野山1・2</u> <u>・3・4・5・6・7</u> <u>丁目</u> 、東中島1・2・3・4丁目、東中野山1・2・3・4・5・6・7丁目
(略)				(略)			
十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、	十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、

		河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙（蕨平、上田原、三ッ山を除く。）、四日町新田、四日町、尾崎（太子堂を除く。）、川治、川治（乙、丙、丁）、山本、北新田、城之古、高山、高山（乙、丙）、八箇（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛）、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部（五軒新田、入山）、伊達の一部（伊達本村）、高田町3丁目、丸山町、稲荷町3丁目、稲荷町3丁目北、稲荷町3丁目南、千代田町、 <u>本町1丁目上、本町西1丁目、袋町東、袋町中、袋町西、栄町、昭和町1丁目、本町1丁目下、本町東1丁目、本町2・3丁目、宮下町東、宮下町西、諏訪町、神明町、関口樋口町、水野町、若宮町</u>		河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙（蕨平、上田原、三ッ山を除く。）、四日町新田、四日町、尾崎（太子堂を除く。）、川治、川治（乙、丙、丁）、山本、北新田、城之古、高山、高山（乙、丙）、八箇（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛）、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部（五軒新田、入山）、伊達の一部（伊達本村）、高田町3丁目、丸山町、稲荷町3丁目、稲荷町3丁目北、稲荷町3丁目南、千代田町	
	(略)		(略)		
松代交番	十日町市松代	十日町市のうち会沢、蒔平、池尻、池之畑、犬伏、苧島、海老、片桐山、蒲生、儀明、桐山、小荒戸、小池、小屋丸、清水、菅刈、仙納、太平、滝沢、田野倉、千年、寺田、中子、名平、松代、松代下山、松代田沢、松代東山、孟地、蓬平、 <u>室野、福島、奈良立、峠、木和田原</u>	松代交番	十日町市松代	十日町市のうち会沢、蒔平、池尻、池之畑、犬伏、苧島、海老、片桐山、蒲生、儀明、桐山、小荒戸、小池、小屋丸、清水、菅刈、仙納、太平、滝沢、田野倉、千年、寺田、中子、名平、松代、松代下山、松代田沢、松代東山、孟地、蓬平

	(略)		
(略)			
上越警察署	(略)		
	高田駅前交番	上越市仲町4丁目	上越市のうち仲町1・2・3・4・5・6丁目、本町1・2・3・4・5・6・7丁目、大町2・3・4・5丁目、寺町1・2・3丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目（旧大字土橋を除く。）、上昭和町、御殿山町、 <u>大貫3・4丁目</u> 、大字飯、滝寺（通称福岡団地を除く。）、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、大貫（通称金谷、神山地区を除く。）、塚田新田、京田
	春日山交番	上越市新光町1丁目	上越市のうち新町、新光町1・2丁目、中門前1・2・3丁目、木田1・2・3丁目、木田新田1・2丁目、藤巻、春日山町1・2・3丁目、大豆1・2丁目、春日野1・2丁目、昭和町2丁目の一部（旧大字土橋）、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、 <u>大道福田</u> 、大字藤巻、 <u>土橋</u> 、岩木、滝寺の一部（通称福岡団地）、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、愛宕国分、大場、毘沙門国分寺、藤野新田、富岡の一部（北陸自動車道南側の地域）
(略)			
灰塚駐在所	上越市大字灰塚	上越市のうち大貫1・ <u>2丁目</u> 、大字灰塚、小滝、下馬場、朝日、黒田、上門前、地頭方、	

室野駐在所	十日町市室野	十日町市のうち室野、福島、奈良立、峠、木和田原	
(略)			
(略)			
上越警察署	(略)		
	高田駅前交番	上越市仲町4丁目	上越市のうち仲町1・2・3・4・5・6丁目、本町1・2・3・4・5・6・7丁目、大町2・3・4・5丁目、寺町1・2・3丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目（旧大字土橋を除く。）、上昭和町、御殿山町、大字飯、滝寺（通称福岡団地を除く。）、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、大貫（通称金谷、神山地区を除く。）、塚田新田、京田
	春日山交番	上越市新光町1丁目	上越市のうち新町、新光町1・2丁目、中門前1・2・3丁目、木田1・2・3丁目、木田新田1・2丁目、藤巻、春日山町1・2・3丁目、大豆1・2丁目、春日野1・2丁目、昭和町2丁目の一部（旧大字土橋）、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大字藤巻、 <u>大字土橋</u> 、岩木、滝寺の一部（通称福岡団地）、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、愛宕国分、大場、毘沙門国分寺、藤野新田、富岡の一部（北陸自動車道南側の地域）
(略)			
灰塚駐在所	上越市大字灰塚	上越市のうち大字灰塚、小滝、下馬場、朝日、黒田、上門前、地頭方、青木、向橋、中	

		青木、向橋、中田原、 塩荷谷、上湯谷、後谷、 大貫の一部（通称金 谷、神山地区）、上中 田、儀明			田原、塩荷谷、上湯谷、 後谷、大貫の一部（通 称金谷、神山地区）、上 中田、儀明
	(略)			(略)	
(略)				(略)	

附 則

この規則中別表十日町警察署の部松代交番の項の改正及び室野駐在所の項を削る改正は平成26年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。